

フレイル改善通所サービス・フレイル予防支援事業 運營業務委託 公募要領

※本業務における契約の締結は、予算の議決承認が議会でなされることを条件とします。

1 案件名称

- ①フレイル改善通所サービス運營業務
- ②フレイル予防支援事業運營業務

※上記①・②を一体的に運営することを条件とする。

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

本市では、フレイル予防をはじめとした介護予防の推進に取り組んでおり、現在フレイルや要支援状態の方、既にフレイル対策を含む介護予防の取り組みを行っている方、無関心層および閉じこもりがちな方など、幅広い状態の方々に応じた対応策を設け、フレイルの予防から改善までを一体的に支援することで地域包括ケアを推進し、自立支援・重度化防止を図ることとしている。

そのため、フレイルからの改善に有効なプログラムを提供するフレイル改善通所サービスと、無関心層や閉じこもりがちな方等に対して、フレイルに気付き、生活習慣を見直すきっかけとなるイベントを行うフレイル予防支援事業を一体的に運営する事業を、委託により実施する。

(2) 業務内容

- ①フレイル改善通所サービス運營業務（別紙「仕様書①」のとおり）
- ②フレイル予防支援事業運營業務（別紙「仕様書②」のとおり）

(3) 委託料（契約上限額）

詳細については、2023年12月22日に開催する公募説明会にて説明する。

- ①フレイル改善通所サービス運營業務
- ②フレイル予防支援事業運營業務

介護保険法第115条の45に基づく事業及び厚生労働省令の定める事業に係る委託料

(4) 委託期間

2024年4月1日から2027年3月31日まで。

※なお、委託継続については、「フレイル改善通所サービス・フレイル予防支援事業委託事業者選定・評価委員会」を設置し、毎年度事業者評価を行う。

また、やむを得ない事由により契約の解除をしようとする場合は、委託期間終了の6ヶ月前又は契約解除の6ヶ月前のいずれか早い日までに契約の解除を申し出ること。

(5) 募集圏域

市内11圏域(別表の区・支所)ごとにそれぞれ1事業者を選定する。なお、複数の圏域に応募することも可能である。(同時に応募可能な圏域は6圏域までとする)

<募集圏域>

圏域 1	東灘区
圏域 2	灘区
圏域 3	中央区
圏域 4	兵庫区
圏域 5	北区（北神区役所管内を除く）
圏域 6	北神区役所管内
圏域 7	長田区
圏域 8	須磨区（北須磨支所管内を除く）
圏域 9	北須磨支所管内
圏域 10	垂水区
圏域 11	西区

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

3ヶ月ごとに、本市の検査を経て、受託事業者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙(委託契約約款)参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託事業者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

次の掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 法人格を有し、当該委託事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。
- (2) 市内に事業所等の活動拠点があること。
- (3) フレイル対策を含む介護予防や本業務の趣旨を理解していること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (5) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っているものでないこと。
- (7) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

- (8) 直近1年間の所得税または法人税、消費税及び地方消費税、県税、市県民税などを滞納している団体または代表者がこれらの税金を滞納している団体でないこと。
- (9) 本業務の遂行にかかる連絡、調整、打ち合わせなどに際し、迅速に対応できる体制を有していること。

5 スケジュール

内容	時期	方法
公募要領の配布	2023年12月6日(水)から 12月20日(水)17時まで	本市ホームページ
参加申込の受付および質問の受付	2023年12月20日(水)17時まで	Eメール
公募説明会	2023年12月22日(金)13時30分から	オンライン(Zoom)
質問の回答	2023年12月27日(水)予定	Eメール
企画提案書の提出期間 (参加申込者のみ受付)	2024年1月12日(金)17時まで	Eメール及び持参
事業者選定会	2024年1月22日(月)午後	来庁のこと (来庁時間は企画提案書提出後に通知)
細目協議	2024年2月	—
委託予定事業者向け説明会	2024年2月～3月	—
前事業者からの引継ぎ	2024年3月	—
委託契約締結	2024年4月1日	—

6 応募手続きに関する事項

(1) 参加申込および質問の受付

参加申込を行う者は、2023年12月6日(水)から2023年12月20日(水)17時までの間に、「(ウ)参加申込書兼資格確認書」を下記8(4)へEメールにより提出すること。行き違いがないようEメール送信後、電話連絡をすること。なお、2023年12月22日(金)に実施する公募説明会への参加は必須とする。

公募要領や企画提案書等についての質問は、参加申込書を提出した者に限る。なお、面会や電話による質問は受け付けない。質問の回答は、質問者を伏せたうえ、参加申込書を提出した全者に対して、Eメールにより行う。

(2) 企画提案書等の提出

参加申込者のうち、企画提案を行う者は、2023年12月6日(水)から2024年1月12日(金)17時までに「(ア)企画提案書」を下記8(4)へEメールにより提出すること。行き違いがないようEメール送信後、電話連絡をすること。なお、企画提案書は2部(正本1部・副本1部)提出することとし、正本は事業所名入りの表紙を付け、副本はいずれのページにも提案事業者名及び提案事業者名を類推させるロゴ等を全てマスキングしておくこと。また、企画提案書の正本1部及びその他各1部を下記8(4)へ持参すること。

※複数圏域の応募にあたり、圏域によって提案内容が異なる場合は、異なる部分を明瞭に記載すること。

(ア) 企画提案書 データ提出2部（正本1部・副本1部）、持参1部（正本1部）

①フレイル改善通所サービス運營業務（別紙「企画提案書①」のとおり）

②フレイル予防支援事業運營業務（別紙「企画提案書②」のとおり）

※企画提案書は、添付資料も含めA4版とすること。

※正本は提案事業者名入りの表紙を付け、副本はいずれのページにも提案事業者名及び提案事業者名を類推させるロゴ等を一切使用しない（マスキングを行う）こと。

(イ) 法人登記簿謄本

(ウ) 参加申込書兼資格確認書（別紙「参加申込書兼参加資格確認書」）

(エ) 団体等の概要がわかる資料（会社概要、パンフレット等）

(3) 参加申込後の辞退

参加申込を行った後、参加を辞退する場合は、別紙「参加辞退届」を企画提案書の提出期限までに下記8（4）へEメールにより提出するとともに電話連絡を行うこと。

7 選定に関する事項

(1) 評価基準

評価は、別紙に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

(2) 選定方法

ア 本企画提案の評価については、フレイル改善通所サービス・フレイル予防支援事業事業者選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の評価を行う。

ウ プレゼンテーション

(ア)開催日時

2024年1月22日（月）午後

(イ)場所

神戸市役所4号館（危機管理センター）1階 本部員会議室

(ウ)内容・方法

①・②それぞれの提案内容についてプレゼンテーションすること。

プレゼンテーションと併せて、実技(運動指導の実演)・フレイル講話を行うこととする。

エ 評価の結果、①・②のいずれかもしくは両方が30点未満の場合は、選定対象から除外する。

オ 評価の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、①No.2、①No.8、②No.5、②No.6の合計得点の高い方を優先する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 その他

(1) フレイル改善通所サービスに関する前事業者からの引継ぎについて

選定の結果、受託事業者が変更になる圏域については、翌年度の受託予定事業者に対し、当年度3月の利用者の引継ぎ業務等を委託する予定である。

(2) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ 参加申込書や企画提案書が以下の条件のうち一つでも該当する場合は、本件プロポーザルへの参加を認めないこと又は契約の締結の無効もしくは取り消しを行うことがある。

- ①提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④虚偽の内容が記載されているもの

エ すべての企画提案書は返却しない。

オ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

カ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

キ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(3) 参考情報

ア 地域支援事業実施要綱

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000919497.pdf>

イ 介護予防・日常生活支援総合事業

https://www.murc.jp/sp/1509/houkatsu/houkatsu_02.html

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192992.html>

・介護予防・日常生活支援総合事業に関する研修用動画教材

（平成28年度 厚生労働省老人保健健康増進等事業）

・総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

ウ 第8期神戸市介護保険事業計画(神戸市 HP)

<https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/shise/kekaku/health/zigyokeikaku.html>

エ 「いきいきはつらつ自分らしく（神戸市介護予防ガイドブック）」（神戸市 HP）

https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/kenko/fukushi/carenet/kaigoyobou_panda/ikihatu.html

オ 神戸市介護予防プログラム（企画提案書提出時に配布）

（4）提出先、問い合わせ先 ※お越しになる場合は、事前に電話連絡をお願いします。

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市福祉局介護保険課 地域包括支援担当

電話番号：078-322-6325 FAX 番号：078-322-6047

E メールアドレス：houkatsu@office.city.kobe.lg.jp

（受付時間：月～金、祝日除く 8:45～12:00、13:00～17:30）

評価項目（総合計 135 点）			配点 (満点)
① フレイル改善通所サービス（60 点）			
業務の目的および業務内容の理解度	1	業務目的の理解	5
	2	業務の目的を理解したプログラム構成	5
従事者の配置と育成	3	従事者の配置状況および利用者・ 地域包括支援センター等との連絡体制	5
	4	従事者への研修や人材育成計画	5
運営にあたっての業務遂行能力	5	類似業務の提供実績	5
	6	開催場所の利便性および確保の見込み	5
	7	利用者の状態把握と状況に応じた個別対応	5
	8	日常生活において効果の実感できる プログラム構成・アプローチの工夫	5
運営にあたっての工夫	9	利用者を楽しませる雰囲気づくりおよび プログラム内容の工夫	5
	10	日常生活での行動変容・継続の工夫	5
	11	サービス利用中からの社会参加への仕掛け	5
	12	サービス終了後のフォローアップ方法	5
② フレイル予防支援事業（60 点）			
業務の目的および業務内容の理解度	1	業務目的の理解	5
従事者の配置と育成	2	従事者の配置状況	10
運営にあたっての業務遂行能力	3	類似業務の提供実績	10
運営にあたっての工夫	4	無関心層等への効果的な広報の工夫	5
	5	参加者を楽しませる実施内容の工夫	10
	6	社会参加への動機付けの工夫	20
③ 活動拠点（15 点）			
活動拠点	1	本社所在地等の神戸市内の有無	15